

第四百十二回 参議院農林水産委員会會議録第二号

平成十年三月十日(火曜日)
午後零時三十一分開会

委員の異動

一月二十三日

木庭健太郎君

補欠選任
及川 順郎君

一月二十六日

阿曾田 清君

補欠選任
都築 讓君

一月二十七日

都築 讓君

補欠選任
阿曾田 清君

一月三十日

及川 順郎君

補欠選任
統 訓弘君

二月二日

阿曾田 清君

補欠選任
都築 讓君

二月三日

都築 讓君

補欠選任
阿曾田 清君

三月二日

和田 洋子君

補欠選任
笹野 貞子君

三月三日

笹野 貞子君

補欠選任
和田 洋子君

三月四日

和田 洋子君

補欠選任
釘宮 磐君

三月五日

風間 昶君

補欠選任
山下 栄一君

三月十日
出席者は左のとおり。

委員
山下一井 淳治君

理事
北澤 俊美君

補欠選任
齋藤 勲君

廣中和歌子君

委員
松谷蒼一郎君

岩水 浩美君

真島 一男君

三浦 一水君

和田 洋子君

大淵 絹子君

青木 幹雄君

井上 吉夫君

大野つや子君

長峯 基君

齋藤 勲君

廣中和歌子君

風間 昶君

統 訓弘君

谷本 巍君

須藤美也子君

阿曾田 清君

石井 一二君

島村 宜伸君

矢野 哲朗君

堤 英隆君

熊澤 英昭君

農林水産省構造
改善局長 山本 徹君

農林水産省農産
園芸局長 高木 賢君

農林水産省畜産
局長 中須 勇雄君

農林水産省食品
流通局長 本田 浩次君

農林水産技術会
議事務局局長 三輪啓太郎君

食糧庁長官 高木 勇樹君

林野庁長官 高橋 勲君

水産庁長官 島田 道夫君

事務局側
常任委員会専門
員 鈴木 威男君

本日の會議に付した案件

○理事補欠選任の件

○農林水産に関する調査

(平成十年度の農林水産行政の基本施策に関する件)

○委員長(松谷蒼一郎君) ただいまから農林水産
委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る一月二十三日、木庭健太郎君が委員を辞任
され、その補欠として及川順郎君が選任されまし
た。

また、同月三十日、及川順郎君が委員を辞任さ
れ、その補欠として統訓弘君が選任されました。
また、本日、一井淳治君及び北澤俊美君が委員
を辞任され、その補欠として齋藤勲君及び廣中和
歌子君が選任されました。

○委員長(松谷蒼一郎君) 理事の補欠選任につい
てお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となつて
おりますので、その補欠選任を行いたいと存じま
す。

理事の選任につきましては、先例により、委員
長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議
ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松谷蒼一郎君) 御異議ないと認めま
す。

それでは、理事に和田洋子君を指名いたしま
す。

○委員長(松谷蒼一郎君) 農林水産に関する調査
を議題といたします。

平成十年度の農林水産行政の基本施策につい
て、農林水産大臣から所信を聴取いたします。島
村農林水産大臣。

○國務大臣(島村宜伸君) 農林水産委員会の開催
に当たりまして、私の所信の一端を申し上げま
す。

農林水産業は、国民生活に不可欠な食料の安定
供給を初め、国土の保全、水資源の涵養、自然環
境の保護といった多面的かつ公益的な機能を有し
ております。また、食品産業は、国民に対し安全
で良質な食料を安定的に供給し、豊かな食生活を
支えるという点で、農林水産業とともに重要な役
割を担っております。さらに、農山漁村は、生
産・生活の場であるほか、地域文化をめぐみ、
国民に対して緑と潤いに満ちた空間を提供して
おります。我が国が真に豊かな国となるためには、
こうした役割を担う農林水産業及び食品産業の健
全な発展と活力ある農山漁村の建設が欠かせない
と確信しております。

二十一世紀におきましては、人口、食料、環
境、エネルギーの問題が人類共通の、地球的規模

での課題となると予想されております。こうした中で、国内生産体制の強化、農山村の活性化等に向け、各般の農林水産施策を着実に推進するとともに、OECD農業大臣会合を初めとする国際的な場において、食糧安全保障や農業の持つ多面的機能等についての我が国の考え方を積極的に主張してまいりたい所存であります。

以下、平成十年度における主要な農林水産施策について申し上げます。

まず、農業及び食品産業の振興と農村の活性化について申し上げます。

第一は、新たな農政の指針の策定についてであります。

現在、社会情勢の変化や国際化の進展に対応し、農政についての抜本的改革が強く求められております。このため、食料・農業・農村基本問題調査会において、各界各層の代表者により、食料、農業及び農村に係る基本的な政策の改革についての幅広い議論が行われております。本調査会における議論を十分踏まえながら、我が国農業及び食品産業並びに農村の発展と国民生活の向上を図るとの観点に立ち、新たな農政の指針をつくり上げてまいりたい所存であります。

第二は、新たな米政策の推進についてであります。

四年連続の豊作による米の大幅な需給緩和を背景として、自主流通米価格が急激に低下するなど、稲作経営は極めて厳しい状況に直面しております。こうした状況に対応するため、昨年十一月に「新たな米政策大綱」を決定いたしました。稲作・転作一体となった望ましい水田営農の確立を図るとともに、我が国の稲作経営の将来展望を切り開くため、本大綱に即し、生産調整推進対策、稲作経営安定対策、計画流通制度の運営改善を総合的に推進してまいります。

第三は、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の着実な推進についてであります。

本対策につきましては、公共事業の対策期間を二年間延長するとともに、新しい国際環境に対応

し得る農業経営の確立や地域特性の活用により、資するよう事業内容の見直しを行ったところであり、その一環として、新たに棚田地域等の保全対策、認定農業者の経営体質を強化するための低利融資、中高年齢者の就農を支援するための無利子融資を実施いたします。残された対策期間内に本対策を着実に推進されるよう全力を尽くす考えであります。

第四は、農業経営の体質強化についてであります。

経営感覚にすぐれた農業経営が生産の相当部分を占める農業構造を実現するため、認定農業者等に対する支援を強化いたします。また、新規就農者対策や農山村の女性対策を推進してまいります。

第五は、地域の状況に即した農業・農村の活性化についてであります。

中山間地域の活性化のための支援措置を講じるとともに、遊休農地・耕作放棄地対策を推進してまいります。

また、都市に比べて立ちおくれしている農村の生活環境の整備、農村高齢者対策の総合的な展開を図ってまいります。

第六は、農業生産基盤の整備と生産・流通対策についてであります。

圃場整備事業等の農業生産基盤の整備を促進するとともに、農業構造改善事業を推進してまいります。また、主要作目の生産・流通対策の強化と優良な種子・種苗の開発・普及を図ってまいります。さらに、環境保全型農業を総合的に推進してまいります。

第七は、食品の加工・流通・消費対策についてであります。

HACCP方式の導入促進等により食品の安全・品質管理対策を総合的に実施し、食品産業の活性化を図ってまいります。また、生鮮食品等の流通の効率化、食品の規格・表示の適正化、健康的で豊かな食生活の推進に努めてまいります。

第八は、研究開発・普及の推進についてであります。

基礎研究を充実するとともに、国立試験研究機関の研究成果を活用した先端産業技術の開発を推進してまいります。また、技術・経営の普及指導を進めてまいります。

第九は、国際協力力の推進と地球環境保全対策の充実についてであります。

開発途上国における食料・農業生産の持続的拡大に向けた技術協力を行うとともに、地球温暖化の防止に取り組んでまいります。

なお、インドネシアに対する食糧支援につきましては、これを早期に具体化すべく検討を急いでいるところであります。

次に、緑豊かな森林・山村の整備と林業・木材産業の振興についてであります。

森林は、緑と水の源泉であり、清浄な空気、供給等の機能も有し、地球環境の保全や豊かな国民生活の実現に重要な役割を果たしております。また、近年、こうした森林・林業に対する国民の要請は、一層多様化、高度化しております。一方、森林・林業を取り巻く情勢は、木材価格の低迷による林業生産活動の停滞など、依然として厳しい状況にあります。

こうした状況のもと、国有林野を管理経営する国有林野事業につきましては極めて厳しい財務状況にあり、このままではその使命を果たしていくことが困難となるおそれがあります。このため、公益的機能を重視した森林整備への転換、組織・要員の徹底した合理化、独立採算制の見直し、累積債務の本格的処理を柱とした抜本的改革の実現に全力を挙げて取り組む所存であります。

また、我が国の森林資源の整備は、造成の段階から質的充実の段階に移行しております。このため、市町村の役割を強化して、地域の実情に応じた多様な森林の整備を着実に推進するとともに、間伐の重点的な実施、国産材の需要の拡大及び安定的な供給体制の整備を図ってまいります。

管理の徹底と漁業の振興、漁村の活性化についてであります。

我が国漁業は、水産物の安定供給や地域における経済社会の発展に大きく寄与しております。

しかしながら、近年の我が国漁業を取り巻く情勢は、国際的な規制強化、資源状況の悪化による生産の減少、担い手の減少、高齢化など厳しい状況にあります。

一方、国連海洋法条約の発効に伴う排他的経済水域の設定と漁獲可能量制度、いわゆるTAC制度の導入により、我が国漁業は大きな節目の時期を迎えております。

このような状況のもと、我が国周辺水域における水産資源の適切な維持管理を図るため、中国及び韓国との間で新たな漁業協定の締結に向けて協議を進めてまいりました。その結果、日中間では新協定の署名を行いました。韓国との間では合意に至りませんでした。

このため、先般、政府といたしましては、早急に新たな協定を締結することが必要であるとの認識のもと、その期限を明確にするため、韓国政府に対し現行協定を終了させるという意思を通告したところであります。終了通告後一年間は現行協定が有効であることから、今後とも漁業交渉を結ぶために鋭意努力する考えであります。

なお、関係漁業者の悲願であった北方四島周辺水域での安全操業につきましては、三年近くにかつた協議の結果、先般、日中間で協定の署名を行ったところであります。

このほか、TAC管理体制を整備するとともに、複数の魚種を対象とした新たな資源管理の展開やつくり育てる漁業の振興を図ってまいります。また、合併の促進等を通じて漁協系統の経営基盤を強化するほか、漁業生産基盤や漁村の生活環境の整備を着実に進めてまいります。

以上のような農林水産施策を展開するため、平成十年度の農林水産予算の編成に際しましては十分注意を用いたところであります。

また、施策の展開に必要な法制の整備につきま
しては、今後、当委員会の場におきましてよろし
く御審議のほどをお願い申し上げます。
以上、所信の一端を申し上げます。

農林水産施策は国民生活に密着したものであり
ます。私は、国民の皆様の御期待にこたえ得るよ
う、農林水産業及び食品産業の健全な発展と活力
ある農山漁村の建設を目指して、農林水産施策の
推進に全力を傾注する所存であります。

委員各位におかれましては、農林水産行政の推
進のため、今後とも一層の御支援、御協力を賜り
ますようお願い申し上げます。次第であります。
ありがとうございます。

○委員長(松谷重一郎君) 以上で所信の聴取は終
わりました。

本件に対する質疑は後日に譲ることとし、本日
はこれにて散会いたします。

午後零時四十四分散会

一月三十日本委員会に左の案件が付託された。

一、さけ・ますに関するセーフガード(緊急輸
入制限)の発動に関する請願(第二〇号)

第二〇号 平成十年一月二十二日受理

さけ・ますに関するセーフガード(緊急輸入制限)
の発動に関する請願

請願者 岩手県盛岡市中央通三ノ四ノ三
前川憲一 外七千九百名

紹介議員 椎名 素夫君

さけ・ますの輸入量は平成五年度から毎年二十
万トンを超え、国内生産量に匹敵する量となつて
いる。昭和五十一年と現在を比較すると、さけ・
ますの国内消費量は三・六倍、国内生産量は二・
三倍であるが、輸入量は五十倍以上となつてい
る。このため、国内産さけ・ますの平均価格は史
上最低を更新し、漁民及び漁業協同組合は大変厳
しい経営を強いられ、地域経済に与える影響も深
刻なものがある。こうした事態を開閉し漁業経営

の安定を図るため、早急にセーフガード(緊急輸
入制限)を発動して国内消費量を無視した無秩序
な輸入を制限しなければならぬ。アメリカ、E
C、カナダ等多くの国々が過去四十年間に百四十
回以上もセーフガードを発動して自国の産業を
守ってきた。

ついで、次の事項について実現を図られた
い。

一、輸入増による国内産さけ・ます価格の暴落を
防ぎ、漁業経営の安定を図るため、早急にさ
け・ますに関するセーフガードを発動するこ
と。

二月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、さけ・ますに関するセーフガード(緊急輸
入制限)の発動に関する請願(第一七九号)

第一七九号 平成十年二月四日受理

さけ・ますに関するセーフガード(緊急輸入制限)
の発動に関する請願

請願者 岩手県盛岡市中央通三ノ四ノ三
菊池行夫 外七千九百十三名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

二月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、生産調整及び農業・農村振興に関する請願
(第二二七号)

一、関東森林管理局(仮称)と流域森林センタ
(仮称)の設置に関する請願(第二二八号)

一、国有林野事業の累積債務処理に関する請願
(第二四一号)(第二二六五号)

一、国営川辺川土地改良事業の促進に関する請
願(第二二七九号)

一、さけ・ますに関するセーフガード(緊急輸
入制限)の発動に関する請願(第三八九号)

第二二七号 平成十年二月六日受理
生産調整及び農業・農村振興に関する請願
請願者 新潟市寄居町七〇四ノ二 相川平
松

紹介議員 吉川 芳男君

昨年十一月、政府・与党により平成十年の生産
調整面積の拡大が合意され、併せて減反面積の都
道府県配分方法の見直しが行われた。また、平
成九年産の自主流通米入札価格が下落してい
る中で、政府買入れ価格の引下げが決定され
た。これらのことは健全経営を目指す農家に大き
な衝撃を与えるばかりでなく、農村社会の根幹を
揺るがすものである。

ついで、農業・農村社会の振興を図るため、
これ以上の生産調整を行うことなく米を主食とし
て位置付け、自主流通米価格や国産米の需給と価
格に大きな影響を及ぼす政府備蓄米の余剰在庫や
ミニマムアクセス輸入米などについては、見直し
を含めて適正な処理対策を講ずるとともに、農業
の多面的機能を評価するための施策を確立された
い。

第二二八号 平成十年二月六日受理

関東森林管理局(仮称)と流域森林センター(仮称)
の設置に関する請願

請願者 新潟市寄居町七〇四ノ二 相川平
松

紹介議員 吉川 芳男君

国有林野事業の抜本的改革の一環として昨年八
月林野庁から示された官林局等の再編整理案によ
ると、全国十四官林局を七つの森林管理局(仮称)
に、また二百六十四か所の官林署については流域
単位に九十八の流域森林センター(仮称)として設
置するところ。特に前橋官林局は、所管する広大
な国有林の大部分が首都圏や都市部の水源である
河川の源流部となつており、管内各官林
署とともに水源の管理や国土保全の拠点としてそ
の役割は重要となつており、国有林のきめ細かな
管理・経営を行うことが求められている。

ついで、森林管理局は、国有林が多く存在し
かつ地理的にも偏らない地域に設置するととも
に、流域森林センターについては、設置後の管理
水準の維持確保に特別の配慮をされたい。

第二四一号 平成十年二月六日受理

国有林野事業の累積債務処理に関する請願
請願者 長野県下伊那郡豊丘村河野三、六
四〇 森田恒雄

紹介議員 村沢 牧君

森林を守り育てるには長期間を要し、間伐を始
めとする森林整備や生産基盤の整備等の事業を継
続して実施する必要があるが、現在検討されてい
る国有林野事業の累積債務処理策の負担に国有林
関係予算が充てられることになれば、森林の整備
や山村の振興に支障を来すことが懸念される。

ついで、国有林野事業の累積債務処理策の検
討を進めるに当たっては、必要な国有林関係予算
の確保を図られたい。

第二二六五号 平成十年二月九日受理

国有林野事業の累積債務処理に関する請願
請願者 長野市小島田町一、八〇〇 倉田
竜彦

紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第二四一号と同じである。

第二二七九号 平成十年二月十日受理

国営川辺川土地改良事業の促進に関する請願
請願者 熊本県球磨郡山江村山田一、三三
六ノ一 中村隼人 外百三十三名

紹介議員 浦田 勝君

国営川辺川土地改良事業は昭和五十八年度に着
工したが、川辺川ダム建設事業の遅れもありいま
だに灌漑(かんがい)排水事業には着手されていな
い。農業への依存度が極めて高い川辺川地域に
とっては、安定した灌漑用水を確保し、近代的な
農業経営を確立しなければ農業の活性化は望めな
い。

つては、一日も早く川辺川地域の農業が発展するために、国営川辺川土地改良事業を強力に促進されたい。

理由

国営事業受益地域内に設置されている暫定水源を利用した茶、なし、メロンの営農実証展示圃場（ほじょう）では効果的な灌水がなされ、水と基盤整備の必要性は十分に実証されている。また、川辺川総合土地改良区も発足し、地元受益農家の推進組織も整備されてきている。よって、一日も早い水利利用を待ち望んでいる受益農家のため、国営川辺川土地改良事業の灌漑排水事業への早期着手を求める。

第三八九号 平成十年二月十二日受理

さけ・ますに関するセーフガード（緊急輸入制限）の発動に関する請願

請願者 岩手県気仙郡三陸町越喜来字前田

九名

八七ノ四 尾坪明 外七千九百十

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

二月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、国有林野事業の累積債務処理に関する請願（第五五二号）

第五五二号 平成十年二月十七日受理

国有林野事業の累積債務処理に関する請願

請願者 長野市上松四ノ二九ノ七 西沢盛

永

紹介議員 小山 峰男君

この請願の趣旨は、第二四一号と同じである。

三月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設

設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案
一、真珠養殖事業法を廃止する法律案

原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案
原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律（昭和五十二年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

水産加工工業施設改良資金融通臨時措置法

第一項中「北洋における外国政府による漁業水域の管理の強化等」を「国際的な水産資源の保存及び管理のための措置の強化」に改め、第三項中「原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律」を「水産加工工業施設改良資金融通臨時措置法」に改め、本則に次の二項を加える。

4 外国政府による水産加工品の衛生に係る規制の強化に即応して緊急に行われる水産加工品の製造又は加工のための施設の改良、造成又は取得で当該規制の水産加工品の貿易に与える影響の程度を考慮して政令で定める要件に該当するものに必要と長期かつ低利の資金であつて、一般の金融機関が融通することを困難とするものについては、平成十一年三月三十一日までを限り、次項において準用する第二項の規定により定められる貸付けの条件に従ひ、国民金融公庫及び中小企業金融公庫は、それぞれ、国民金融

公庫法第十八条第一項及び中小企業金融公庫法第十九条に規定する業務の一部として貸付けを行い、農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫法第十八条第一項、第四項及び第五項、第十八条の二第一項、第十八条の三第一項、第十八条の四第一項並びに附則第二十三項並びに第一項に規定する業務のほか、水産加工工業を営む者又はこれらの者の組織する法人に対し、貸付けの業務を行うことができる。

5 前項に規定する資金の貸付けについては、第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「臨時措置法第一項」とあるのは、「臨時措置法第四項」と読み替へるものとする。

附則第二項中「平成十年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

真珠養殖事業法を廃止する法律案

真珠養殖事業法を廃止する法律

真珠養殖事業法（昭和二十七年法律第九号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

1 この法律は、平成十一年一月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。